

みなかみ町土砂等による埋立て等の 規制に関する条例のあらまし

(平成28年7月1日施行)

- ◎ 有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等は、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」(平成25年10月1日施行)で禁止されています。
(埋立て等の面積は問いません)
- ◎ 面積が500㎡以上3,000㎡未満の土砂等の埋立て等を行う場合は、町長の許可が必要です。

このリーフレットの用語の意味

- ◎土 砂 等・・・土砂及び土砂に混入し、又は付着した物
- ◎埋 立 て 等・・・埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積
- ◎小規模特定事業・・・土砂等により埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満であるもの(みなかみ町の許可が必要な事業)
- ◎土 壤 基 準・・・環境基本法(平成5年法律第91号)で定められている土壌の汚染に係る環境基準であり、有害な27項目の物質の濃度の基準

1 条例制定の趣旨

みなかみ町では、汚染されている土砂等の搬入による生活環境の被害を防止するとともに、土砂等の崩落による災害の発生を防止するため「みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例」(以下「町土砂条例」)を制定しました。

2 禁止される埋立て等とは

土壌基準に適合していない土砂等による埋立て等及び崩落等が発生するおそれのある土砂等による埋立て等は、一律に禁止します。

みなかみ町

3 土砂等を排出する事業所の方へ

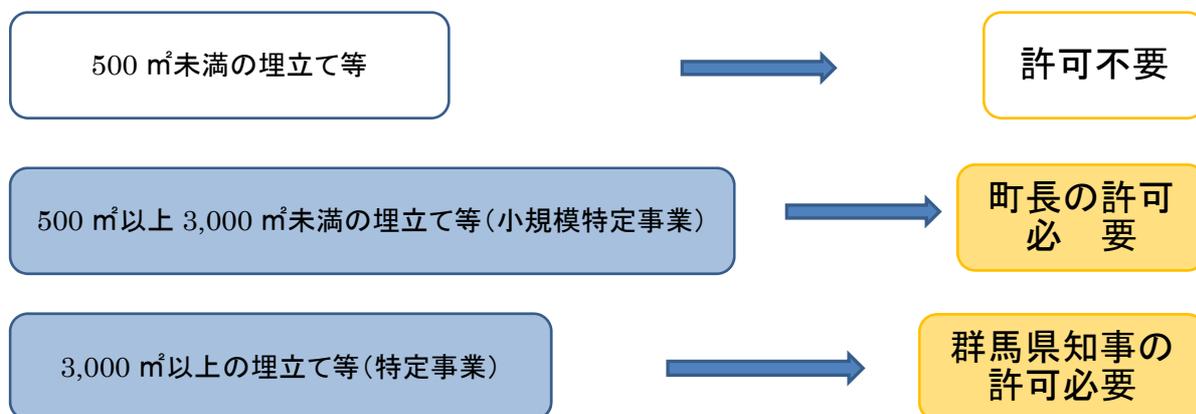
土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等が拡散するのを防止するよう努めるとともに排出する土砂等による埋立て等が適正に行われるよう、埋立て等を行う事業者に協力してください。

4 土地所有者の方へ

自分の土地を埋立て等を行う事業者を提供するときは、土壌の汚染や災害を生じさせるおそれがないことを十分確認した上で提供してください。また、埋立て等の状況を常に把握し、異常や不審な点に気づいたら、直ちに町に通報してください。

5 許可が必要な埋立て等とは

小規模特定事業を行おうとする事業者は、小規模特定事業を行おうとする区域ごとに町長の許可を受けなければなりません。



※例外的に許可が不要なもの

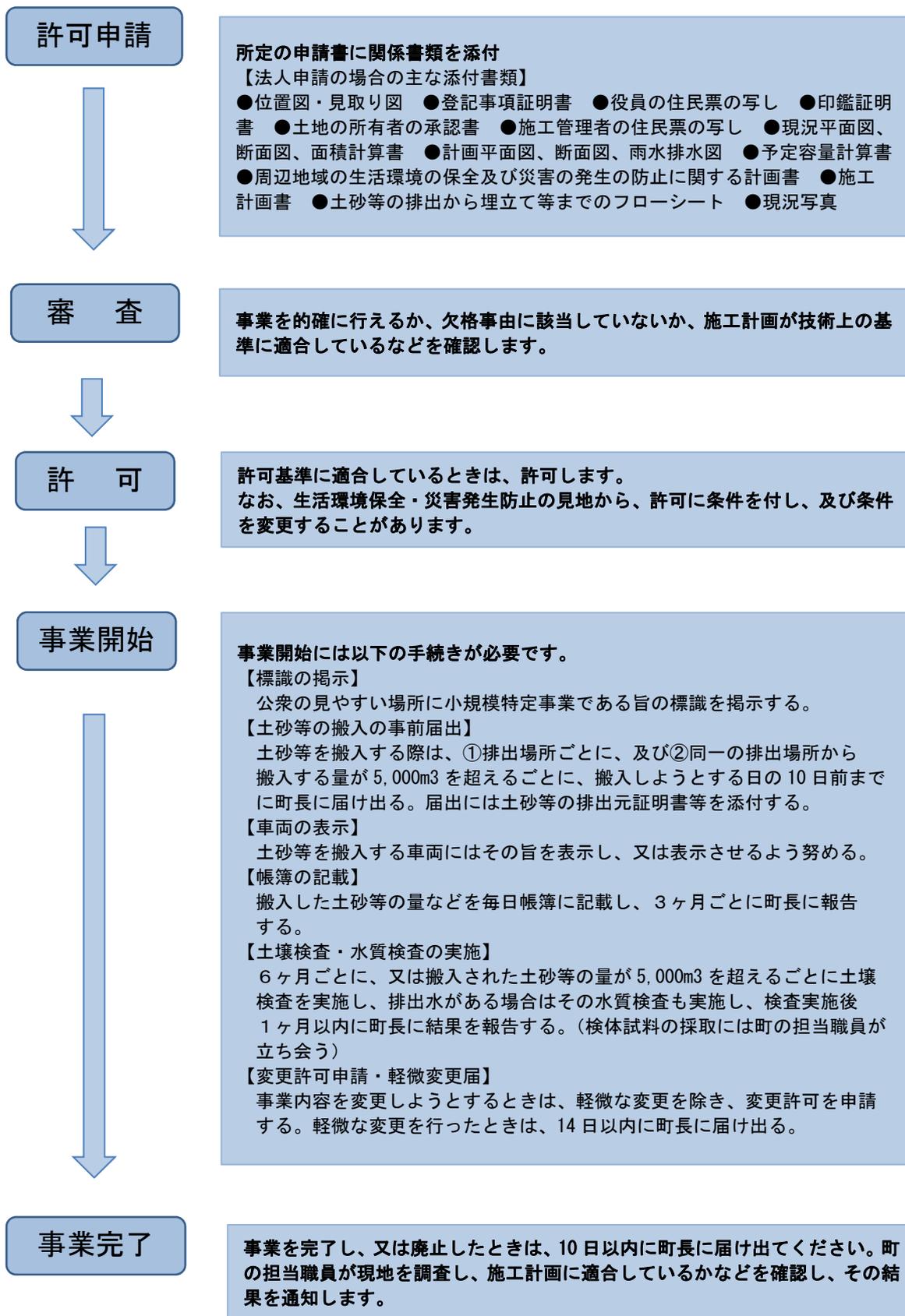
- ①宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、その事業区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- ②国、地方公共団体その他規則で定める者が行う場合（委託し、又は請け負わせて行うものを含む）
- ③法令等の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって、規則で定めるもの
- ④町土砂条例もしくは法令等又はこれらに基づく命令その他処分による義務の履行に伴う埋立て等
- ⑤災害復旧時の応急措置及び通常管理行為として行う埋立て等

6 許可申請の手数料

許可申請手数料は次のとおりです。

新規許可申請	変更許可申請
30,000円	20,000円

7 手続きの流れ



8 次の場合には許可が取り消されることがあります

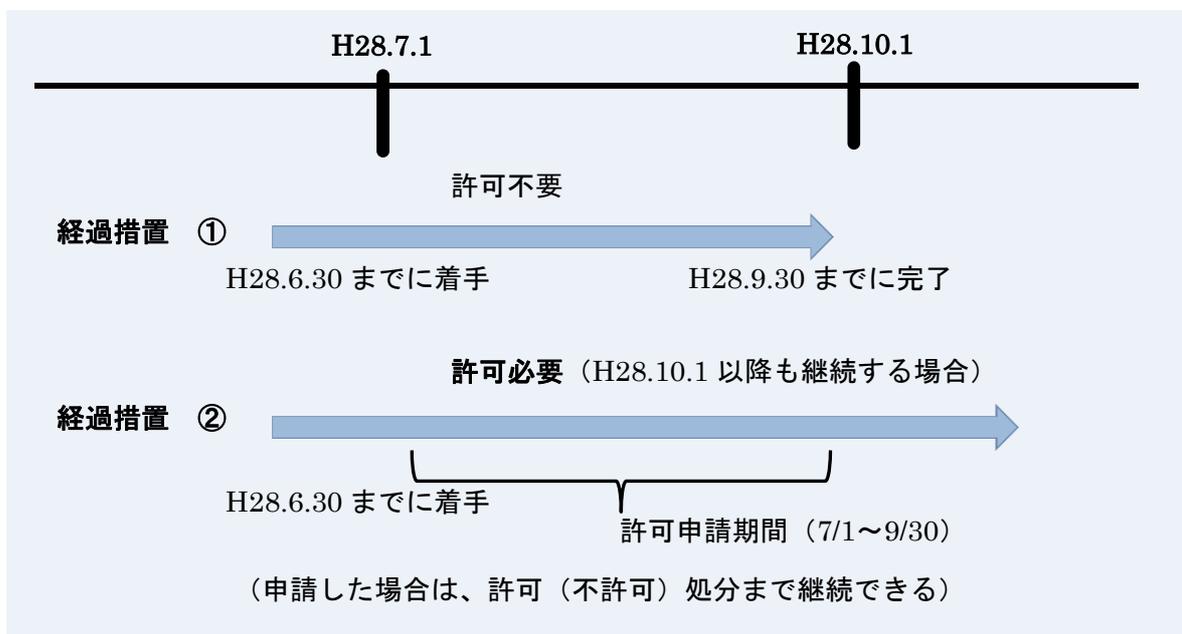
- 改善命令、事業停止命令又は措置命令違反
- 偽りその他不正手段による許可又は変更許可を取得
- 許可を受けた事業者が、暴力団関係者など欠格事由に該当したとき
- 無許可変更
- 搬入禁止命令違反

9 次の場合には罰金が科されることがあります

無許可事業、無許可変更、措置命令違反、	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
搬入禁止命令違反、改善命令違反、事業停止命令違反	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
搬入事前届出義務違反、地位承継届出義務違反、帳簿記載義務違反、定期報告義務違反、土壌検査・水質検査結果報告義務違反、報告徴収応答義務違反、立入検査忌避、	50万円以下の罰金
軽微変更届出義務違反、完了等届出義務違反、書類等保存義務違反	30万円以下の罰金

10 経過措置について

町土砂条例施行日より前から事業に着手した小規模特定事業については、次のとおり経過措置があります。



問い合わせ先 **みなかみ町役場 生活水道課環境政策室**
379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318 番地
E-mail : office-kankyo@town.minakami.gunma.jp
HP : <http://www.town.minakami.gunma.jp/>